

燕市印鑑条例の一部改正について

燕市印鑑条例（平成18年燕市条例第15号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 4 月 2 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市印鑑条例の一部を改正する条例

燕市印鑑条例(平成18年燕市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第13条の2中「登録を受けている者」を「登録を受け、かつ、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に定めるものをいう。)の発行を受けている者」に改め、「に個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。)」を削る。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第49条の規定の施行の日から施行する。